

保育所の第三者評価受審は平成27年度より 5年に1回の努力義務となっております



市民の目を活かした公正・中立な評価

保育の質の向上を目指して

貴園の特色ある取り組みを評価

改善に向けた第一歩として



ご依頼いただければ、無料にて説明会を開催いたしますので、お気軽にお問い合わせください

標準的な福祉サービス第三者評価の流れ



お問い合わせ

事務局担当者が調査の手順や方法について詳しくご説明します。(この時点での費用はかかりません)



ご契約

ご説明した流れに沿って、日程調整など詳細について打ち合わせます。
ご契約後、職員様への説明会を実施致します。



調査の実施

1) 自己評価の実施

①職員が個別に回答するもの ②幹部職員で議論した結果を回答するもの

2) 利用者調査の実施

利用する子どもや保護者を対象にアンケートを実施します。

3) 訪問調査(2日間)

2名以上の評価者が訪問し、施設の見学や園長などへのヒアリングを行います。



調査結果のまとめ

調査内容をもとに評価者が合議を行い、その結果を評価報告書にまとめます。



結果のご報告

調査結果をお渡しし、内容に齟齬がないかをご確認いただけます。



結果の公表

評価結果は、長崎県のホームページなどで公表いたします。非公表の選択も可能です。



長崎県認証 第三者評価機関(長崎県06-7)

特定非営利活動法人ローカルネット 日本評価支援機構

〒855-0065 長崎県島原市南柏野町3118-1

T E L : 0957-62-4786 F A X : 0957-62-5072

e-mail : info@ocal-net.org

HP: <http://www.local-net.org/>



NPO ローカルネット 検索